

1地球環境

🚺 地球環境の現況と課題

1 地球温暖化▼

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC) ▼」が平成 25 年から 26 年にかけて発表した「第 5 次評価報告書」では、「人為起源の温室効果ガス▼の排出は、20 世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い」とし、「陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、1880(明治 13)~2012(平成 24)年の期間に 0.85℃上昇しており、最近 30 年の各 10 年間の世界平均地上気温は、1850(嘉永 3)年以降のどの 10 年間よりも高温である。」と指摘しています。同報告書では、1986(昭和 61)~2005(平成 17)年を基準とした 2081(平成 93)~2100(平成 112)年における世界平均地上気温は、最も気温上昇が大きいシナリオでは約 3.7℃(2.6~4.8℃)上昇すると予測しています。また、同報告書では気候変動の影響がますます深刻になること、産業革命からの気温上昇を2度以内に抑制するためには、今後数十年にわたり大幅に温室効果ガスの排出を削減し、21 世紀末までに排出をほぼゼロにすることが必要であることなどが指摘されています。

2015 (平成 27) 年 11~12 月にフランス・パリで開催された「<u>国連気候変動枠組条約▼</u>第 21 回締約国会議 (COP21)」において、2020 (平成 32) 年以降の新たな国際的枠組みである「パリ協定▼」が採択され、2016 (平成 28) 年 11 月 4 日に発効しました。この協定には、主な内容として、世界共通の長期目標として 2 ℃目標のみならず 1.5 ℃に抑える努力を追求することへの言及、主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること、すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれています。2016 (平成 28) 年 11 月にモロッコ・マラケシュで開催された COP 22 では、2020 年からのパリ協定実施に向け、実施指針等を 2018 年までに策定すること等が決定されました。

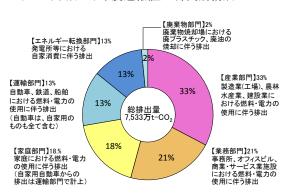
また、我が国はCOP21に先立ち、2015(平成27)年7月に、2030年度に2013年度比で26.0%減とする温室効果ガス削減目標を決定し、条約事務局に提出しています。2016年5月には、政府は我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を策定しました。

県内の状況としては、2014 (平成 26) 年度の県内の二酸化炭素排出量 (速報値) は 7,533 万 t-CO₂ で、前年度 (2013 (平成 25) 年度) と比較すると 5.2%の減少となっています。また、部門別の構成 比では、産業部門 (32.7%) が大きく、業務部門 (21.5%) と家庭部門 (18.1%) が続いています。

▲図2-1-1 二酸化炭素排出量(2014(平成 26)年度速報値) の対 2005(平成 17)年度比部門別伸び率



▲図2-1-2 二酸化炭素排出量 (2014(平成 26)年度速報値)の部門別構成比

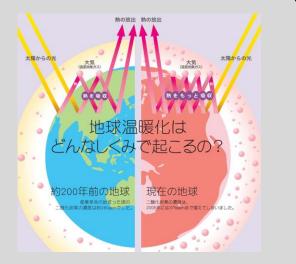


コラム 地球温暖化のしくみ

地球の温度は、太陽から送られてくる熱(日射)と、 その熱によって暖められた地表から宇宙へ放出され る熱とのバランスにより定まっています。

地球を取り巻く大気中に含まれる二酸化炭素など の温室効果ガスは、地表から宇宙に向かって放出され る熱を吸収し、再び地表に放射する性質があり、この 働きによって地表の平均気温は約 14℃に保たれてい ます。

しかし、経済活動の活発化などに伴い、人類が石炭 や石油などの化石燃料を大量に燃やすようになった ため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が急激 に増加しました。現在では、温室効果ガスの人為的な 排出量は自然の吸収量の約2倍に達し、大気中の二酸 化炭素の濃度も産業革命以前の 280ppm 程度から、 400ppm を超えるまでに上昇しています。その結果、字 宙への熱の放出を抑える温室効果が強まり、地球の気 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (http://www.jccca.org/)より 温が全体的に上昇しています。これが地球温暖化と呼 ばれる現象です。



コラム パリ協定の主な内容

- 世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力 を追求。この長期目標を達成するよう、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去 の均衡を達成するために、早期の削減を実施
- 主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年毎に提出・更新すること
- すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること
- 適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施

[2] オゾン層▼の破壊 ■

オゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生物を守っています。 しかしながら、このオゾン層がフロン等の化学物質によって破壊され、著しく減少しています。特 に南極域上空ではオゾンの減少が激しく、オゾン層に穴があいたように見えるため「オゾンホール」 と呼ばれています。オゾンホールは、1980(昭和55)年頃から現れるようになり、1992(平成4)年 以降は大規模なものが出現しています。

オゾン層保護のため、1985 (昭和 60) 年に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」、1987 (昭和 62) 年に「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択され、議定書締約国では フロン類等の生産や輸入を制限し、順次削減を行っています。日本でも、国際的に協力してオゾン層 の保護を図るため、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)」が制 定され、ハロン、CFC、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素の生産が全廃されました。また、H CFCについては2020(平成32)年に生産を全廃することが決定しています。

フロン類の回収については、2013(平成25)年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施 の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」の一部改正が公布され、2015(平成 27)年に「フロ ン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)と名称を改めて施行されま した。この法律により、フロン類の回収を含めた製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた 対策が行われています。また、家庭用冷蔵庫・家庭用エアコンについては「特定家庭用機器再商品化 法(家電リサイクル法)」により、使用済自動車のカーエアコンについては「使用済自動車の再資源化 等に関する法律(自動車リサイクル法)」によりフロン類の回収が行われています。

2 地球環境保全に関する県の取組

1 地球温暖化対策の推進【環境計画課、森林再生課、エネルギー課、税制企画課】

県では、一層の温暖化対策の強化を図るため、平成21年7月に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。また、同条例に基づき平成22年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、その後の状況の変化等を踏まえ、平成28年10月に同計画を改定しました。改定では、温室効果ガスの新たな削減目標を設定したほか、新たに適応策(地球温暖化への適応を図るための取組)を位置付けました。

さらに、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する基本方針、目標を定めた「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」として改定しました。 この条例と2つの計画に基づき、計画的な地球温暖化対策に取り組んでいます。

神奈川県地球温暖化対策推進条例

平成21年7月に県は、「化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくこと」を目的とした「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

条例の基本的な考え方は、①事業者や県民など各主体に対し、それぞれの立場・責任に応じた主体的な取組みを促すこと、②各主体相互の連携・協働を促すこと、③本県の環境問題に関する経験や技術の集積など先進性や優位性を活用すること、の3点です。

条例では、大規模な「事業活動」、「建築物」及び「開発事業」に対して、温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した「計画書」の提出を義務づける「温暖化対策計画書制度」を規定するとともに、 再生可能エネルギー▼等の環境配慮技術の研究開発や活用の促進、公共交通機関の利用促進、温室効果ガスの排出のより少ない自動車の普及、日常生活における温暖化対策、温暖化対策教育の推進などについて、県や県民・事業者等の役割や責務を明らかにしています。

平成28年10月に、地球温暖化対策計画に定める事項に地球温暖化の影響への適応を図るための取組に関する事項を加えるなどの改正を行いました。



「神奈川県地球温暖化対策推進条例」

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417507/

神奈川県地球温暖化対策計画

神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、平成22年3月に策定し、国が新たな温室効果ガス削減目標(2030(平成32)年度に2013(平成25)年度比で26.0%削減)を設定したことなどの状況変化を踏まえて、平成28年10月に改定しました。この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」としても位置付けています。

改定した計画では、計画期間は 2016 (平成 28) 年度から 2030 (平成 42) 年度までの 15 年間とし、新たな温室効果ガス削減目標として「2030 (平成 42) 年度の県内の温室効果ガス*の総排出量を 2013 (平成 25) 年度比で 27%削減」することを目指す目標を設定しました。

その他、分散型エネルギーシステムの構築に向けた「かながわスマートエネルギー計画」による取組などを追加し、地球温暖化を防ぐための取組(緩和策)をこれまで以上に進めるとともに、それでも避けられない地球温暖化による影響に対して被害を最小限に食い止めるための取組(適応策)についても新たに計画に位置付けました。

- * 温室効果ガス: 本計画では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三 ふっ化窒素の7種類を対象としています。
- 緩和策(地球温暖化の防止を図るための取組)-

【主な取組】

- 産業部門の削減対策(製造業、農林水産業など)
 - 大規模事業者の自主的な温室効果ガス削減の促進
 - ・ 中小規模事業者に対する省エネルギー診断などの支援
- 業務部門の削減対策(小売業・サービス業、公的機関など)
 - ・ 建築物温暖化対策計画書制度やZEB*の普及による建築物の省エネルギー化
 - ・ BEMS*等の導入、設備や機器の高効率化の促進
- 家庭部門の削減対策(家庭生活における電気やガスの使用など)
 - ・ 家庭における省エネルギーの実践など低炭素型のライフスタイルの促進
 - ・ 高断熱・高気密な省エネルギー住宅やZEH*の普及による住宅の省エネルギー化
 - ・ HEMS*の導入、省エネルギー性能に優れた家電製品や高効率な給湯設備*の普及
- 運輸部門の削減対策(自動車の運転など)
 - ・ 環境負荷の少ない自動車等の利用促進、エコドライブの促進
 - ・ 鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車などの利用促進
- 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進
 - ・ 太陽光発電や小水力発電、太陽熱など再生可能エネルギー等の導入促進
 - 安定した分散型電源の導入拡大
- * ZEB、ZEH: ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス。 大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することで、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物や住宅
- * BEMS、HEMS: Building Energy Management System、Home Energy Management System の略。建築物や住宅において、エネルギー消費機器と太陽光発電システムや蓄電池等のネットワーク化などにより、エネルギー管理を行うシステム
- * 高効率な給湯設備: 潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式給湯器などのエネルギー効率の高い給湯設備

■ 適応策(地球温暖化への適応を図るための取組)-

地球温暖化を防ぐための取組(緩和策)に最大限取り組んだとしても避けられない地球温暖化による影響に対して、被害を最小限に食い止めるための取組「適応策」にも取り組みます。

予測される影響の例

- 農林水産業への影響
- 自然生態系への影響
- 自然災害の被害拡大
- 生活や健康への影響

影響への対策の例

- 影響の把握(モニタリング調査、情報収集等)
- 対策の研究、対策技術の確立、技術支援
- 影響や対策についての知識の普及啓発



「神奈川県地球温暖化対策計画」

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417509/

条例・計画に基づく取組

■ 事業活動における地球温暖化対策の推進 —

〇 事業活動温暖化対策計画書制度の実施

県では、工場や事業場を設置している一定規模以上の大規模排出事業者に、事業活動に伴う温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務づけ、それを県が公表する事業活動温暖化対策計画書制度を、平成22年4月1日から施行しています。

・対象:原油換算エネルギー使用量が 1,500kℓ/年以上又は 100 台以上の自動車を使用する事業者 ※県内の事業所・店舗等に係る合計数量で判断します。(フランチャイズチェーンは一事業者とみなします。)

▲表2-1-1 計画期間が終了した大規模排出事業者のうち 二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合

	26 年度	27 年度
二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合	66.7%	61.3%



「事業活動温暖化対策計画書制度」

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6674/

〇 中小規模事業者の省エネルギー対策への支援

中小規模事業者は、一般的に、情報、人材、資金の不足などから、地球温暖化対策が遅れている傾向にあると考えられます。そこで、県では、中小規模事業者を対象とした、省エネルギー対策に関する診断事業やフォローアップ事業、相談会を実施しています。



「中小規模事業者省エネルギー対策支援」

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7226/

■ 建築物における地球温暖化対策の推進

〇 建築物温暖化対策計画書制度の実施

県では、一定規模以上の建築物の新築等を行う建築主に、環境性能評価の実施や評価結果、新エネルギー等の活用の検討結果などを記載した計画書の提出、販売や賃貸をする際の広告への環境性能表示を義務づけ、それを県が公表する建築物温暖化対策計画書制度を、平成22年4月1日から施行しています。平成24年10月1日からは、震災後のエネルギー需給対策の情勢等を踏まえ、再生可能エネルギーの新築等建物への導入をより一層促進するため、対象を拡大しました。

・対象:新築、改築又は増築に係る延べ床面積が2,000 ㎡以上の建築物

(平成24年10月1日から。平成24年9月30日までは、5,000㎡を超える建築物)



「建築物温暖化対策計画書制度」

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6675/

■ 低炭素型のまちづくり -

〇 特定開発事業温暖化対策計画書制度の実施

県では、一定規模以上の開発事業を行う事業者に、エネルギーの共同利用や自動車利用の抑制等の措置に関する計画書の提出を義務づけ、それを県が公表する特定開発事業温暖化対策計画書制度を、 平成22年4月1日から施行しています。

・対象:10,000 m以上の区域において、床面積の合計が5,000 mを超える建築物の新築を目的とする開発事業



「特定開発事業温暖化対策計画書制度」

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6676/

■ 再生可能エネルギー等の普及拡大

〇 住宅用太陽光発電設備設置への支援

本県の家庭部門における二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、平成2年度との比較でも55.0%増加しています(平成25年度速報値)。そこで、家庭部門の温暖化対策の一層の推進を図るため、平成27年度からは、太陽光発電等による創工ネと省エネにより住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH))の導入費用に対する補助(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金)を実施しています。



「神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入事業」

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470193/p947976.html

○ かながわソーラーバンクシステムの取組

県では、太陽光発電の普及拡大を図るため、太陽光発電設備を県民の皆様にリーズナブルな価格で安心して設置していただく「かながわソーラーバンクシステム」に取り組んでいます。「かながわソーラーセンター」で、太陽光発電設備の設置に関する一般的、個別的相談を受け付けるほか、住宅用の基本設置プランに加えて、無償で太陽光発電設備を設置し、安い電気料金で電気を供給するプランや、太陽光発電設備を設置者自身が組立・設置するDIYプランなどを紹介しています。

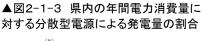


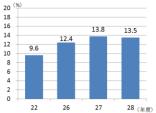
「かながわソーラーバンクシステム」

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360844/

〇 分散型電源の導入促進

太陽光発電等の再生可能エネルギーや、ガスコージェネレーション、家庭用燃料電池等の普及に取り組み、平成28年度における年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合は、13.5%となっています。





○ 計画書制度による再生可能エネルギー等の導入促進

一定規模以上の建築物の新築又は増改築をする場合や、一定規模以上の開発事業を行う場合には、 建築物温暖化対策計画書制度及び特定開発事業温暖化対策計画書制度において、太陽光発電設備の導 入など再生可能エネルギー等の活用の検討を義務づけています。

O HEMS (Home Energy Management System) と併せて太陽光発電設備等を設置した住宅の不動産取得税の減免

平成 25 年度及び平成 26 年度に神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金の交付を受けて設備を設置した住宅を取得(補助金の交付申請の後に取得したものに限る。)した場合において、当該取得に係る不動産取得税を減免する措置を講じています。平成 28 年度の減免措置適用件数は、25 件(軽減額合計約 140 万円)でした。

■ 森林の整備・保全等の推進 —

県では、水源保全地域内の荒廃が懸念される私有林の公的管理・支援や、県有林等の適正管理等に 取り組むとともに、県産木材の有効活用の促進を図るため、生産・加工・消費にわたり、総合的な取 組を行っています。

■ ライフスタイルの転換

〇 マイエコ 10 (てん) 宣言の普及拡大

かながわ地球環境保全推進会議▼が推進する改訂新アジェンダ 21 かながわ「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10 (てん)トライ」▼では、県民、企業、NPO、行政など様々な主体が、地球環境問題を自分のこととして考え、環境にやさしい暮らし方を宣言して実践する「マイエコ 10 (てん)宣言」の普及啓発を進めています。これは、平成 27 年度まで実施していた「マイアジェンダ登録」を引き継いだもので、90 の行動メニューから自分の取り組みたい項目を 10 個選び、日々実践するとともに、新しいメニューにもどんどんトライしていくことにより、持続可能な社会の実現に向けた取組の環を広げていくものです。平成 28 年度の個人の「マイエコ 10 (てん)宣言」数は、合計 33,474件となり、平成 15 年度からの取組の累計(「マイアジェンダ登録」を含む)は 173,979件に達しました(団体、企業、行政等を含む登録・宣言数全体では、185,500件)。

■ 適応策

地球温暖化の本県への影響を把握するため、本県への地球温暖化の影響を予測するとともに評価を整理し、影響が大きいと考えられる項目に対し、影響に対処するための施策を実施しています。

適応策について県民や事業者に普及啓発するとともに、県の試験研究機関において農業・水産業における影響や対策について研究等を行っています。

その他の取組

■ 九都県市*による地球温暖化対策の推進 —

九都県市首脳会議の環境問題対策委員会では、自らの率先行動の取組を示すとともに、住民・事業者に、省エネルギーや節電などを含めた地球温暖化防止への取組の必要性を理解していただき、率先して行動することを促すため、普及啓発活動を実施しました。また、再生可能エネルギーの導入促進を図ることを目的としたセミナーの開催などを行いました。

* 九都県市:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

地球温暖化対策についての県の率先実行

地球温暖化対策推進条例に基づき、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する計画として、平成22年3月に「神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を策定し、2020(平成32)年度に2008(平成20)年度比で、温室効果ガスの排出量を13%削減するという目標を設定しました。この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画(事務事業編)」としても位置づけています。

なお、平成29年3月に同計画を「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」に改定しました。この計画では2030(平成42)年度に2013(平成25)年度比でエネルギー起源の二酸化炭素排出量を40%削減する目標を設定し、平成29年度から施行しています。

▲表2-1-2 温室効果ガスの排出状況(2016(平成28)年度)

(単位:t-CO₂)

	2008 年度(基準年度)	2016 年度実績	基準年度比増減量	基準年度比増減率(%)
知事部局	205,857	177,967	△27,889	△13.5
企業庁	50,436	40,347	△10,088	△20.0
教育委員会	33,344	31,465	△1,879	$\triangle 5.6$
警察	64,408	56,320	△8,088	△12.6
合計	354,045	306,100	△47,945	△13.5

※小数点第一位を四捨五入したため、数値の和等は必ずしも合計欄等の値には一致しません。

■ 県有施設における施設・整備の省エネルギー改修等

県施設からの二酸化炭素排出量を減らすため、県では効果的な省エネルギー対策として、県施設へのES CO事業▼を導入することとし、平成17年度から平成20年度までの間に8施設に導入しました。このうち、平成22年度にESCO事業を導入している2病院が地方独立行政法人神奈川県立病院機構の所管となったことと、平成28年度末までに5施設において運用を終了したことから、平成29年度現在は1施設で運用しています。



ESCO事業を導入している総合防災センター・ 消防学校

なお、平成28年度は運用中の1施設で296t-CO₂が削減され、一定の成果を得ることができました。 ESCO事業導入の成果については民間オフィスビルなどへの普及のきっかけとなるよう、ホームページ等において広く公表しています。



「ESCO事業」

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4299/

■ 県有施設等における再生可能エネルギーの率先導入 —

県自らも再生可能エネルギーの率先導入に努めています。

平成28年度は、かながわ農業アカデミー、松田警察署、茅ヶ崎警察署寒川駅前交番の3施設に太陽光発電設備を設置しました。

また、相模川水系早戸川において、既存の早戸川取水えん堤を利用した小水力発電所の設置に向けて、平成28年度から2か年継続事業として建設工事に着手しました。



早戸川取水えん堤を利用した発電所の完成イメージ



かながわ農業アカデミーに設置した太陽光パネル

2 国際環境協力の推進【環境計画課】

■ (公財)地球環境戦略研究機関 (IGES) への支援 —

県では、国際環境協力の推進を図るため、国際的な環境政策研究機関である(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)を平成9年に湘南国際村に誘致し、IGESが実施するアジア太平洋地域の<u>持続</u>可能な開発▼の実現を目指した調査研究や研究成果の発信活動に対する支援を行っています。

■ 九都県市による国際環境協力の推進 —

九都県市首脳会議の環境問題対策委員会では、環境分野における国際協力・途上国支援として、 JICA横浜が企画する「青年研修事業」に参画し、平成28年8月18日から9月1日にかけてラオスから研修員の受け入れを実施しました。県では、8月26日に南足柄市の21世紀の森にて「神奈川県における水源の森林づくり事業」と題して、本県が取り組んでいる水源環境を保全するための森林保全について説明するとともに、松田町のやどりき水源林の現地見学で、官民連携による森林保全の取組事例を紹介しました。

3 オゾン層保護対策【大気水質課】■

■ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく規制・指導 —

業務用冷凍空調機器に冷媒として充填されているフロン類の適正な管理を推進するため、県では、 法律に基づきフロン類充填回収業者に対し適切な充填及び回収を指導するとともに、機器の管理者に 対し適切な管理を指導しています。

この法律により、フロン類の充填又は回収を行おうとする者は、県知事から事業者の登録を受ける とともに、フロン類の充填量及び回収量等の報告を行うことなどが義務づけられています。また、機 器の管理者は、機器の点検など適切な管理が義務づけられています。

▲表2-1-3 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等(平成27年度)

(単位:キログラム)

国・県の別	27 年度 回収量	27 年度当初 保管量	計	27 年度 破壊量	27 年度 再利用	27 年度末 保管量	計
神奈川県	355,492	9,587	365,079	276,021	76,013	12,998	365,032
全国	4,841,311	211,936	5,053,247	3,142,781	1,674,192	235,731	5,052,704

[※]小数点第一位を四捨五入したため、数値の和は必ずしも合計欄の値には一致しません。